

介護保険住宅改修の簡単な流れ

介護保険の住宅改修って？

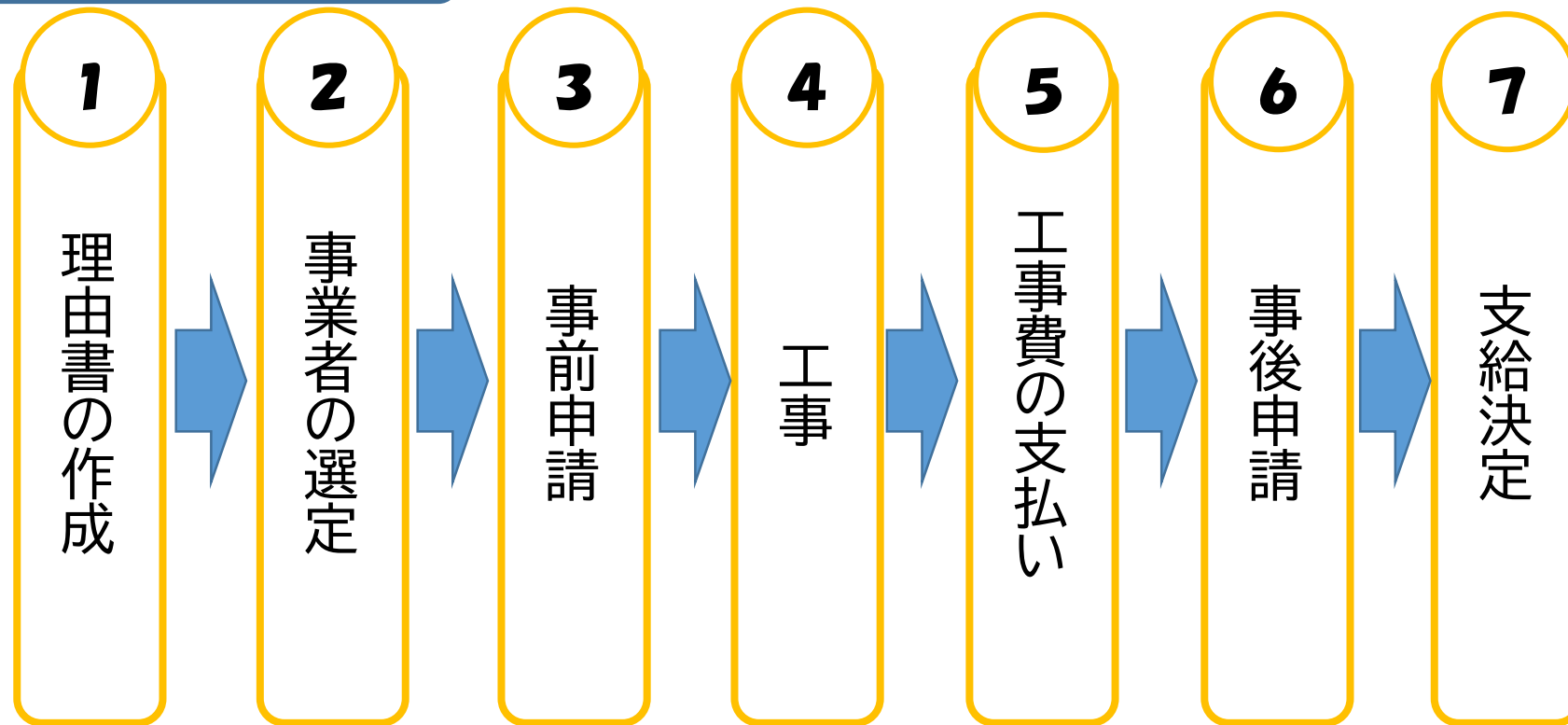
介護保険制度における住宅改修は高齢者の自立を支援することを目的として、段差の解消や手すりの設置などの保険給付の対象となる住宅改修について費用の一定割合を支給するものです。

どんな工事が対象になるの？

対象となる工事は以下の6つです

- | | |
|-------------|-------------|
| ①手すりの取付け | ②段差の解消 |
| ③滑り防止、床材の変更 | ④引き戸等への扉取替え |
| ⑤洋式便器等への取替え | ⑥①～⑤の付帯工事 |

どうやって利用するの？

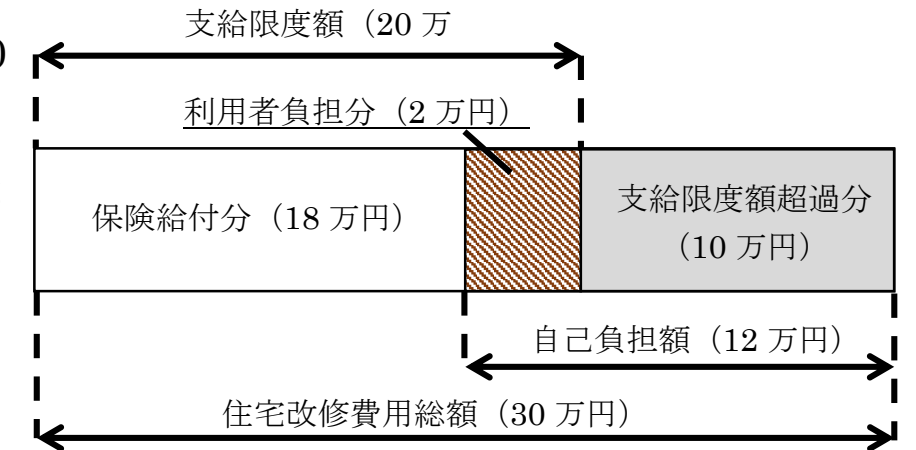


- 介護保険の住宅改修を利用する流れは左の通りです。
- ①まず始めに担当のケアマネージャーさんにどのような工事がしたいのか相談してみましょう。
 - ②次に工事を依頼する工事業者を選びます。
 - ③介護保険の住宅改修をするのに必要な書類を提出します。
 - ④承認日以降に着工してください。
 - ⑤工事終了後事業者へ工事費を支払います(領収書も事後の申請で必要となります)。
 - ⑥必要な書類一式を準備し、支給申請をします。
 - ⑦支給の決定通知をお送りします。
それぞれの項目の詳しい内容は裏面をご覧ください。

いくら支給されるの？

支給の対象額は一人20万円までとなります。工事の対象額のうち利用者の方の負担割合に応じて1割～3割をご負担いただきます。

例えば左のように30万円の工事をする場合、20万円を超える10万円と、利用者の負担割合である2万円(負担割合が1割の場合)の合計12万円をご負担いただき、18万円を市が給付します。



1 理由書の作成

介護保険による住宅改修の申請には介護支援専門員または福祉住環境コーディネーターの資格を持つ専門家による理由書が必要となります。担当のケアマネージャーや、お近くの地域包括支援センターにご相談ください。

2 工事業者の選定

ケアマネージャーや地域包括支援センターの職員に理由書を書いてもらったら工事を行う業者を探しましょう。契約する事業者は複数の業者に見積もりを取った上で決定してください。



注意

近年、工事業者が勧誘に訪れ、利用者の状態にあっていない工事を強引に進めるなどのトラブルが全国で発生しています。住宅改修の支給限度額は20万円です。20万円を超えた部分は全額自己負担となります。工事を検討する段階で事前に本当に必要な工事かケアマネージャーや地域包括支援センターに相談しましょう。

3 事前申請

介護保険の住宅改修を利用するには着工前の申請が必要です。工事に必要な書類は以下の通りです。

- ①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- ②住宅改修が必要な理由書
- ③工事見積書
- ④改修前の写真及び改修住宅の平面図・立面図
- ⑤住宅改修実施承諾書（被保険者と住宅所有者が異なる場合）
- ⑥工事に使用する部材のカタログのコピー

4 工事

事前申請の審査期間は書類がそろってからおよそ10日間を予定しています。審査の結果、承認された後、工事日を決めて着工してください。

5 工事費の支払い

工事が終了したら工事業者に工事費を支払います。なお、工事費の給付方法は「償還払い」の「受領委任払い」二通りあります。

償還払い

償還払いは初めに工事業者に工事費を全額支払い、その後、市から支給対象額の9割～7割給付をするものです。

受領委任払い

利用者が工事業者に支給対象となる工事費用の1割～3割を支払い、残りの9割から7割を市から工事業者に支払うものです。

6 事後申請

工事費の支払い後、工事後の支給申請を行います。事後申請の承認後、工事費の給付を行います。事後申請に必要な書類は以下の通りです。

- ①住宅改修完了報告書兼支給申請書
- ②工事の内訳書
- ③工事完了後の写真（日付入りのもの）
- ④領収書
- ⑤相続人代表者指定届出書（本人が申請時点で死亡の場合）

7 支給決定

事後申請した翌月に審査結果を郵送にて通知します。保険給付は事後申請した月の翌月末に支給します。